

様式第1(16)

特別地域(特別保護地区)内車馬
(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書

自然公園法第20条(第21条)第3項の規定により 公園の特別地域(特別保護地区)内における車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名(押印又は署名)及び住所
(法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名(押印又は署名))

地方環境事務所長(群馬県知事、 環境森林事務所長)あて

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
車馬(動力船、 航空機)の種類 及び数		
使用(着陸) 範囲及び面積		
使用(着陸)方法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「公園」の箇所には当該国立(国定)公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「使用(着陸)方法」欄には、自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。